

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを株主、取引先、従業員及び地域社会全ての利害関係者の利益を考慮しつつ継続的に企業価値を高めていく手段であると考え、経営上の最重要課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 1 - 2】

中期経営計画については、成長戦略の指標として策定はしているものの、公表はしておりません。開示の方策・時期について検討していきます。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、任意の諮問委員会を設置することは考えていませんが、指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることを検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社は、安定的な取引関係の維持・強化を図ることが当社の企業価値向上に資するか内容・規模等を総合的に勘案し、取引先の株式を保有する方針です。保有する株式については、取締役会において毎年当社の企業価値向上に資しているかを検証していきます。

保有する株式に係る議決権の行使については、当該会社の企業価値を毀損させるようなこと等がないかを検討の上議決権を行使します。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引については、取締役会規程に基づき取締役会の承認事項とし、その取引について重要な事実を報告しなければならないとしております。また、主要株主等との取引条件決定方針等については、取引の重要性やその性質に応じ取締役会の承認事項としております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営の理念

わたしたちはひろく社会資本の整備に貢献し、地域社会の豊かな生活の向上に寄与することを企業活動の使命と自覚する。

信義・誠実の原則のもと誇りと責任をもって、人と環境を大切にしたい事業活動を推進し安全を第一として、より優れた技術と品質の提供により快適で潤いのある生活空間の創造を目指し、もって豊かな地域社会の発展に貢献する。

経営戦略等につきましては、決算短信の「2. 経営方針」に記載の(1)会社の経営の基本方針、(2)目標とする経営指標、(3)中長期的な会社の経営戦略のとおりです。また、当社の利益配分に関する基本的な考え方は、安定配当の継続を第一義とし、将来の経営基盤の強化を図りながら安定的な利益を確保することとしております。

http://www.maedaroad.co.jp/ir/ir_02-2.html

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書の「第4提出会社の状況 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 4 役員の報酬等 八 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載しております。取締役の報酬等の決定については、代表取締役が提案し、取締役会の承認を得ることとしております。経営陣幹部についても同様としております。

http://www.maedaroad.co.jp/ir/ir_02-3.html

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部の選任に当たっての方針は、情実を排し業務に精通している人物を第一と考えております。選任については、代表取締役が提案を行い取締役会の承認を得ることとしております。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針についても、基本的上記同様の方針としており、社外役員候補については専門性と独立性を重視しております。

取締役候補の指名を行うに当たっての手続は、代表取締役が上記方針を踏まえ提案し、監査役候補についても上記方針を踏まえ提案し監査役会の同意を得た後、それぞれ取締役会の承認を得ることとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部については、各々業務に精通しており経験・能力・見識等があると判断し選任しております。

取締役・監査役候補の個々の選任・指名については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載されている、「略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況」のとおり、各候補者は経験・能力・見識等があると判断し候補者として上程しております。社外役員につきましても同様に株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令・定款に定めるもののほか取締役会規程に定める経営戦略や経営計画等を決定するとともに、業務の執行を経営陣に委ねております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在2名の独立社外取締役を選任しており、業務執行に対する実効性の高い監督機能を確保しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性判断基準

当社は、独立性を有する取締役であるというためには、下記の項目に該当しない者としております。

1. 当社および当社の子会社の業務執行者またはその就任の前10年において業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上を保有する者）またはその業務執行者ならびに最近5年間にいてそうであった者
3. 当社を主要な取引先とする者（その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けている者）の業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の年間総売上高の2%以上の支払を行っている者）の業務執行者
5. 当社から一定額（年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付を受けている組織の業務執行者
6. 当社から取締役の派遣を受けている会社の業務執行者
7. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の関係者または最近3年間にいてそうであった者
8. 7に該当せず当社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
9. 7に該当せず、法律事務所等の専門的アドバイザー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（そのファームの連結売上高の2%以上の支払を受けた）の関係者
10. 上記に掲げる者（重要でない者を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族）

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、取締役の員数は定款で12名以内と定めており、選任に関する方針は、情実を排し業務に精通している人物を第一と考えております。経営に多様な価値観が反映されるよう性別等にとらわれることなく経験・能力・見識等を鑑み幅広い見地から候補者を選んでおります。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであることから、他の上場会社の役員を兼務する場合は、原則として当社を含め4社程度とします。

兼務状況については、コーポレート・ガバナンス報告書「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】および【監査役関係】」および株主総会招集通知に記載しております。

http://www.maedaroad.co.jp/ir/ir_03-3.html

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、各取締役及び監査役の自己評価や取締役会全体の実効性について、各役員がアンケートに回答し、その回答結果を基に取締役会にて分析・評価を行いました。その結果、全体として著しく実効性が欠けるところはないと確認しております。当社取締役会は、上記分析・評価結果を踏まえて、今後も取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

新任の社外取締役、社外監査役に対し、就任時の説明の一環として、業界や当社の事業、組織、更に財務、会計、社内規則等の知識・情報習得を目的としたオリエンテーションを実施します。

取締役・監査役に対し、その役割・責務について十分な理解を得られるよう、外部講師を招き定期的に社内研修を実施するとともに、外部機関が開催するセミナーへの出席機会を提供します。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの面談申込みに対しては、IR担当者を定め、情報の共有化を図るため、適宜総務部・経理部等の関係各部門と連携して対応しております。面談内容については、IR担当者から報告を受けた担当取締役が定期的に取締役会で報告しております。

個別面談以外の取り組みとしては、本決算終了後に証券アナリストを対象とした決算説明会を開催しております。また、ホームページには、株主・投資家の皆様向けにIR情報サイトを設け、有価証券報告書、決算短信、および決算説明会資料等の掲載をしております。

株主との対話に際しては、インサイダー情報に十分に留意する観点より、当社においては「内部情報および内部者取引に関する規程」に則り対応するとともに沈黙期間を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	20,460,000	21.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,487,000	5.83
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	3,323,000	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,100,000	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,612,000	2.77
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	1,963,000	2.08
前田道路社員持株会	1,927,926	2.05
共栄火災海上保険株式会社	1,500,000	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,290,000	1.37
GOVERNMENT OF NORWAY	1,161,466	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横溝高至	弁護士											
梶木 壽	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横溝高至	○	_____	弁護士として企業法務の実務に精通しており、専門的な知識・経験等を、当社の会社経営にいかしていただくのに適任と考えております。また、東京証券取引所の定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
梶木 壽	○	_____	検事としての豊富な経験と専門的な知識・経験等を、当社の会社経営に生かしていただくのに適任と考えております。また、東京証券取引所の定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、法律家として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であります。
 監査役と有限責任 あずさ監査法人は、監査業務の執行に当たり、監査計画・監査体制・監査実施状況等について、最低年4回の会合を開催し、また、監査役が、必要に応じて会計監査人の監査業務に立ち会うなど意見交換の場を確保し、監査業務を強力に推し進めております。

当社の内部監査部門は、「内部統制部」であります。
 内部統制部は、他の事業部門等から独立した立場で、総合的・客観的に会計監査及び業務監査を実施しております。
 監査役と内部統制部は、監査計画・監査体制・監査実施状況等について、定例的に会合を開催し意見交換を行っております。また、監査役は、内部統制部が行う本支店各部門並びに営業所・工場等の監査業務に立ち会い、被監査部門に対する意見を述べる機会を確保して監査業務の徹底を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北村 信彦	公認会計士													
室井 優	弁護士													
田中 信義	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

北村 信彦	○	北村信彦氏は、図書印刷株式会社 社外取締役を兼務しております。	公認会計士として企業会計に精通しており、専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくのに適任と考えております。 また、東京証券取引所の定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、公認会計士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
室井 優	○	——	弁護士として企業法務の実務に精通しており、専門的な知識・経験等を公正な立場で、当社の監査体制に生かしていただくのに適任と考えております。 また、東京証券取引所の定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
田中 信義	○	田中信義氏は、東洋大学法科大学院教授を兼務しております。	法曹会における豊富な経験と法律家としての専門的な知識等を公正な立場で、当社の監査役体制に生かしていただくのに適任と考えております。 また、東京証券取引所の定める要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、法律家として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度を検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬等の額は、それぞれの職位に応じて、経営環境等を勘案した上で取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の限度額は平成25年6月開催の定時株主総会において年額4億3千万円以内(使用人分給とは含まない。)と決議されております。

また、監査役の報酬等の限度額は平成18年6月開催の定時株主総会において年額5千6百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポート体制は、専従スタッフはありませんが、総務部、経理部および内部統制部で適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

「業務執行状況」

取締役会は毎月1回開催され、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の業務執行の監視・監督をしております。

当社は、業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しており、原則月1回執行役員・支店長会議を開催し、業務執行状況の報告・審議を行っております。

「監査状況」

監査役会は5名で構成され(内社外監査役3名)、取締役会には5名全員が出席し、また、執行役員・支店長会議には常勤監査役2名が出席し経営及び業務執行状況を監視しております。

内部監査に関しては、内部統制部が監査計画に基づき監査を行っております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人と会計に関する監査契約を結び、監査役会・内部統制部とも連携して公正な立場から監査が実施され、迅速かつ適正な経営情報を開示・提供できる環境を整備しております。監査業務は、指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士 古山和則氏、川村 敦氏が執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役候補者の選任に関しては、情実を排し業務に精通している人物を第一に考えております。また、より透明性の高い企業経営を図るとともに経営監視機能を強化するため、専門性を持った社外取締役(独立役員)2名の選任をいただいております。社外監査役についてもそれぞれ専門性を持った社外監査役(独立役員)3名の選任をいただいております。コーポレート・ガバナンスにおいては、社外取締役が独立した立場から当社の経営に対する助言と監視を行い、社外監査役3名を含めた5名の監査役が客観的・中立的な立場から経営監視を行っており、当社は現体制で十分機能を果たしていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しており、また発送前日には東京証券取引所に開示及び弊社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使ウェブサイトを利用することによりインターネットによる議決権行使が可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所に開示しております。
その他	株主総会において、事業報告をビジュアル化し説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1年に1回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	循環型社会を一層加速させるための取り組み及びCSRに関する取り組みについて、CSR報告書を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	決算短信等、ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が広く投資家の皆様の信頼を得て、継続的に成長・発展を遂げるためには、法令等を遵守し、業務の有効性・財務報告の適正性を確保することが必要不可欠であります。それらを実現するため、今後更に内部統制システムを整備していく所存であります。

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

1. 当社の取締役の職務に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、文書取扱規則により定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。
- (2) 文書の保存期間及び保管場所は、文書取扱規則に定めるところによる。取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本店において閲覧が可能である方法で保管する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、想定される危機に関する統括責任者として危機管理責任者を選任する。
全社的な危機に関しては、内部統制部が検討及び見直しを行い、危機管理責任者に報告する。
個別事業に係わる危機については、それぞれの担当部署が検討及び見直しを行い、新たに生じた危機については、速やかに担当取締役へ報告する。
取締役が重大な危機と判断した場合は、危機管理責任者に報告する。
- (2) 危機管理に関する事項は、内部統制部が取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。
- (3) 内部統制部は、各部署の日常的な危機管理状況を監査し、定期的に危機管理責任者に報告する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限委譲を含めた効率的な達成の方法を各担当取締役が定める。
- (2) 取締役会は、定期的にその結果を検討し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理綱領を定める。その徹底を図るため、内部統制部はコンプライアンス研修等を行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 危機管理責任者は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各部門長は責任者として、自部門のリスクを分析し、規則の制定及び改定、研修の実施、手順書の作成・配布等を行うものとする。
- (3) 当社は、内部通報制度を整備して取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに内部統制部に通報する。通報を受けた内部統制部はその内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。
- (4) 内部統制部は、監査役と連携の上、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社及び関連会社の事業に関して責任を負う関係会社担当取締役を任命し、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を与える。
- (2) 当社は、子会社に対して、経営成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的な報告をすることを義務付ける。
- (3) 当社は、各子会社内に損失の危険に対する危機管理責任者を任命する。
各子会社において想定される危機に関しては、各社の危機管理責任者が定期的に検討及び見直しを行い、内部統制部に報告することを義務付ける。内部統制部は各子会社の危機管理を取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。
子会社の危機管理責任者が重大な危機と判断した場合は、速やかに関係会社担当取締役及び内部統制部に報告することを義務付ける。
- (4) 当社の関係会社担当取締役は、子会社及び関連会社の取締役、監査役と情報交換を行い、各社のコンプライアンス及び取締役等の執行上の課題の把握に努める。
- (5) 当社は、子会社に内部通報制度を整備させ、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当社の監査役又は内部統制部に通報させるものとする。内部統制部は、その内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を当該子会社と協議の上決定し、当該子会社に再発防止策を実施させる。特に、当社の取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務執行を補助する使用人を内部統制部内に配置する。配置する場合の具体的な内容については、監査役との協議に基づき決定する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する使用人は、監査役の指示に従うものとし、取締役の指揮命令を受けない。また、その人事については監査役会の同意を必要とする。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、次に定める事実を知った時には、速やかに監査役会又は監査役に報告する。
 - 1) 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 2) 危機管理に関する重要な事実
 - 3) 重大な法令・定款違反に関する事実
 - 4) その他コンプライアンス上重要な事実
- (2) 内部統制部は、次に定める状況を速やかに監査役会又は監査役に報告する。
 - 1) 内部通報の通報状況及び内容
 - 2) 内部監査の実施状況
- (3) 内部統制部は、次に定める状況を定期的に監査役会又は監査役に報告する。
 - 1) 危機管理の状況
 - 2) コンプライアンス研修の実施状況

9.子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 子会社の内部通報制度は、当社の監査役又は内部統制部に通報ができるよう定めるものとする。
内部統制部は、子会社から通報を受けた時には速やかに監査役に報告する。
- (2) 当社の関係会社担当取締役は、子会社に関する次に定める事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - 1) 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 2) 重大な法令違反に関する事実
 - 3) 危機管理に関する重要な事実
 - 4) その他コンプライアンス上重要な事実

10.内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、内部通報をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、その旨を内部通報に関する規程に明記した上で、当社及び子会社の役職員に周知する。

11.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の手続き及び処理に係わる事項

当社は、監査役よりその職務の執行費用等の請求を受けた時は、総務部において審議の上、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに費用等を処理する。

12.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置づけ、反社会的勢力との関係遮断に向け社内の体制を下記のとおり整備し活動する。

- (1) 対応部署を総務部とする。
- (2) 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
- (3) 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
- (4) 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

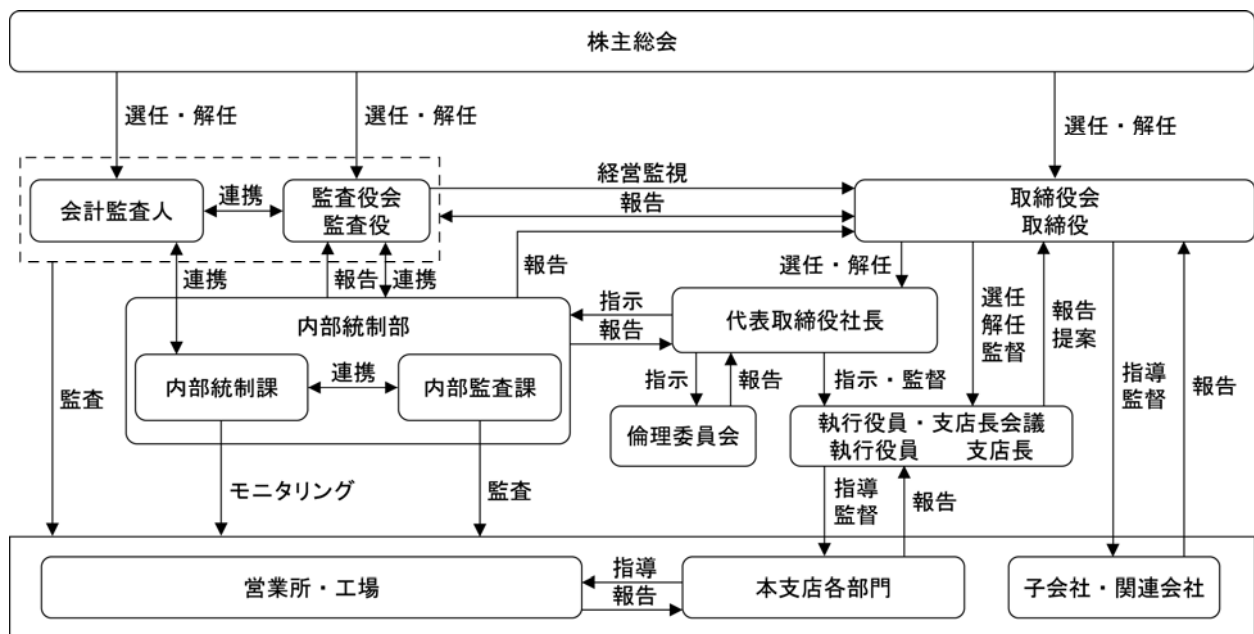
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、コンプライアンス体制を構築し、事業活動の適正化を推進するため、前田道路倫理綱領を定めております。

この倫理綱領は、

1. 経営の理念
2. 倫理委員会
3. 行動規範
4. 個別の遵守事項
5. 綱紀粛正の徹底

から構成されており、これを基に年2回の役員・支店長研修を行い、また従業員に対しては社内集合研修・諸会議の場を通じ、繰り返し啓蒙活動を行っています。



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

- ①決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、社内各部門が資料を作成し、取締役会の承認を受けて、総務部に伝達される。
- ②投資者の投資判断に影響を及ぼすような、発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、担当役員より総務部に伝達される。
- ③決算に関する情報は、経理部が資料を作成し、取締役会の承認を受け、総務部に伝達される。

総務部に伝達された情報は、情報取扱責任者が開示の確認を行い、TDnetによって東京証券取引所に適時開示を行っている。

